だい しょう **第4章**

けいかく じっげん む 計画の実現に向けて くにたちしちいきふくしけいかく く もくひょう

けいかく えんかつ すいしん すいしんたいせい かくりっ ていきてき けいかく しんちょくじょうきょう この計画を円滑に推進するためには、推進体制を確立し、定期的に計画の進 捗 状 況 のはあく てんけん ひょうかとう おこな ひつよう 把握、点検、評価等を 行 う必要があります。

いっぽう ぎょうせい やくわり めいかく ちいき こうせい しみん じぎょうしょとう りかい きょうりょく 一方、行政の役割を明確にし、地域を構成する市民、NPO、事業所等の理解、協力、 れんけい じぎょうかつどう てんかい さい ふくしかんけいとうじしゃ ふく しみん じぎょうしょとう 連携のほか、事業活動を展開する際の福祉関係当事者を含む市民、NPO、事業所等の せっきょくてき さんかく もと けいかく せいしん ひっよう くに とうきょうと たくしちょうそんとう 積極的な参画を求め、計画を推進する必要があります。また、国、東京都、他区市町村等 かんけいきかん みっせつ れんけい もと 関係機関との密接な連携が求められます。

すいしんたいせい かくりつ

1 推進体制の確立

けいかく ちゃくじつ すいしん しみんおよ ふくしかんけいとうじしゃ さんか きかんおよ ちょうない そしき 計画を 着実に推進するため、市民及び福祉関係当事者が参加した機関及び 庁 内組織 きかん せっち けいかく てんけん ひょうか きじゅん めいかく による機関を設置します。また、計画の点検・評価の基準を明確にします。

くにたちしちいきほけんふくしすいしんほんぶ せっち うんえい

(1) 国立市地域保健福祉推進本部の設置・運営

ちいきふくしけいかくすいしん そうごうちょうせいおよ た ふくししきく けいかく ちょうせいとう ふくししきく 地域福祉計画推進の総合調整及びその他の福祉施策の計画、調整等、福祉施策 せんばん えんかつ すいしん はか ちょうないそしき くにたちしちいきほけんふくしすいしんほんぶ 全般の円滑な推進を図るため、庁内組織からなる国立市地域保健福祉推進本部を せっち うんえい 設置・運営します。

くにたちしちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかい せっち

(2) 国立市地域保健福祉施策推進協議会の設置

くにたちしちいきほけんふくしすいしんほんぶ けいかく へんこう みなお とう おこな ばあい 国立市地域保健福祉推進本部において、この計画の変更、見直し等を 行 う場合に、ひつよう おう しみんおよ ふくしかんけいとうじしゃ さんか え けいかく しんちょくじょうきょう はあく 必要に応じて市民及び福祉関係当事者の参加を得て、計画の 進 捗 状 況 の把握、てんけん ひょうかとう おこな きょうぎかい せっち 点検、評価等を 行 う協議会を設置します。

けいかく てんけん ひょうかきじゅん めいかくか

(3) 計画の点検・評価基準の明確化

けいかく てんけん ひょうか じっし さい きじゅん かくしさく ぐたいてき とりくみ じぎょうせいか 計画の点検・評価を実施する際の基準として、各施策の「具体的な取組」の事業成果 もくひょう たい だとうせい ゆうこうせい こうついせいとう かんてん じぎょう てきせいが 「目標」に対して、妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から事業が適正に

実施されているのかを評価する仕組みを平成25年度までに構築し、評価基準の めいかくか はか 明確化を図ります。

しみん じぎょうしょとう れんけい きょうりょく 2 市民、NPO、事業所等との連携・協力

この計画の施策を推進する上で、市民、NPO、事業所等との連携・協力は欠かせた。 ません。このため、市民、NPO、事業所等の活動の情報収集に努めるとともに、出前ません。このため、市民、NPO、事業所等の活動の情報収集に努めるとともに、出前は対している。 また、市民、 はのく とう かつよう ぎょうせいじょうほう ていきょう つと はみん はかくわく 塾くにたち」等を活用した行政情報の提供に努めます。また、市民、 はさくつ くに とうきょうととう NPO、事業所等による企画提案による新たな福祉サービスの発掘や、国、東京都等のほじょきん かつよう じぎょう せっきょくてき けいしん 補助金を活用した事業を積極的に推進します。

くに とうきょうと た く しちょうそん**かんけいき かん**とう れんけい

3 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携